

## 第 29 回 年金記録回復委員会 (H23.10.4) 議事録

1 日 時：平成 23 年 10 月 4 日(火) 18 時 00 分～19 時 55 分

2 場 所：厚生労働省 省議室

3 出席者：

(委員) 磯村委員長、稲毛委員、岩瀬委員、梅村委員、金田委員、駒村委員、斎藤委員、  
廣瀬委員、三木委員

(日本年金機構) 薄井副理事長、矢崎理事、喜入理事、中野理事、吉野審議役 ほか

(厚生労働省) 辻厚生労働副大臣 (途中入室)、今別府年金管理審議官 ほか

4 議事録

(磯村委員長)

定刻になりましたので第 29 回年金記録回復委員会を始めます。三木委員が少し遅れていますが、もうすぐお見えになると思いますのでよろしくお願いします。

(尾崎年金記録回復室長)

辻厚生労働副大臣は出張中で、遅れて会議に出席するということですのでよろしくお願ひします。これから議題に入ります。お手元の資料の順番に沿って議事を進めます。

資料 1 です。記録問題の全体構図と本日の議題について委員長のご指示に基づき、事務局の尾崎からご説明します。この資料についてですが、前回の年金記録回復委員会において岩瀬委員からご意見をいただきました。委員会で何を議論しなければいけないのか、その中で本日の委員会でどの部分を議論するのか、また、どの事項が残ってどの事項の審議が済んだのか、ということについて、きちんと整理するべきということでした。委員長とご相談して委員長にまとめていただいたものを、このような形でご用意したものです。

簡単にご説明しますと、左側に 1 として「持ち主不明の記録」ということで、宙に浮いた記録で未統合の記録などがあります。右側の 2 は「個々人の記録の中の漏れや誤りのある記録」です。A から H まではそれぞれの課題について、どの記録に関するものかということ整理しております。題の下方に注がございます。赤字が本日の議題に関すること、青字は直近の審議済み議題です。前回、前々回でご議論いただいたもので、A から H まで色ごとに整理をしております。

本日の議題は D に当たる「厚生年金基金記録と国記録との突き合わせによる記録回復」ということで①から③まで事項を用意しております。これについて①のイ) 二重給付による過払い事案、ウ) の不支給事案について資料を用意してご審議いただきます。

Eは「回復基準の設定と周知」ということで、7月、9月の回復委員会で審議したものについて、本日改めてご報告しご審議いただくことになっております。今後回復委員会を開催するたびに、暫定版という位置付けになるかもしれませんが、適宜改訂をして委員長のご指示に基づき用意をし、委員の皆さま方に配付するという形にしたいと思いません。説明は以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。このような格好で毎回お配りいただこうと思っておりますが、このような扱い方でよろしいですか。

今いろいろな法案が準備されているようですが、その辺が恐らく来春以降の審議ということになりますと、世の中がだいぶ忙しくなってきますので、できればここに書いてあるような懸案事項はなるべく年内に片を付けるべくご審議いただきたいと思っております。この辺のところは具体的に追々お願いをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。続いて次の議題をお願ひします。

(尾崎年金記録回復室長)

続いて資料2についてご審議いただきます。資料2-1から資料2-6まで用意しております。まず資料2-1で厚生年金基金と国記録の突き合わせ全体像の課題についてご説明し、ご意見等をいただければと思ひます。企業年金国民年金基金課長の渡辺からご説明します。

(渡辺企業年金国民年金基金課長)

お手元の資料2-1に沿って、厚生年金基金と国の記録の突き合わせの課題の全体像ということで整理をしましたのでご説明します。基金と国の記録の突き合わせについては、これまでもこの委員会で断片的に進捗状況などをご報告してきました。ここでもう一度全体を整理したいと思ひます。

基金と国の記録の突き合わせは平成21年から始まっておりますが、国の被保険者記録を、基金加入者のものを抽出して各基金に振り分けるという作業に1年間かかっております。従いまして基金と国の突き合わせが本格的に始まったのは22年の年明けですが、そろそろ2年経ってくるというところで、全体的に幾つかの課題が出てきております。厚生年金基金と国の記録の突き合わせ、トータルの対象は4,000万件ぐらいございます。そのうち約94%は既に記録が一致している、あるいは不一致であったが直したということで調整が済んでおります。残りの不一致、記録誤りというものが約260万件ございます。

この中で今日ご審議をいただきますのは左の部分です。厚生年金基金は国の年金の一部を代行しておりますが、ここの代行部分がダブルで支給されている、あるいは逆に全

く支給されていないという事例が、不一致・記録誤り 260 万件のうち、後ほどサンプル調査でも申しますが大体 6.4%、16 万件ぐらい生じているということです。本日は一番左のところの取り扱いについて、この後ご審議いただきたいと思います。初めにどういふものかということを整理してご説明したいと思います。

まず、二重給付による過払いということです。D-①-I は先ほどご覧いただいた資料 1 の番号に対応しております。「本来の給付」とございますが、これはそもそも国の年金、基礎年金と厚生年金があるわけです。厚生年金に加入している中で厚生年金基金を設立している事業所に加入している期間、横軸は加入期間のイメージですが、加入期間がある場合には厚生年金の一部、われわれは「代行部分」と呼んでおりますがこの部分と、さらに基金独自の上乘せ部分は基金から給付をされるというのが現在の仕組みです。従いまして、国には代行部分に当たる保険料は支払われず、われわれは免除保険料と言っておりますが、そういう形で給付の棲み分けがなされるというのが本来の姿です。

ところが二重給付による過払い事案というのは、基金からも支給されますが本来国が払わなくてもいい代行部分についても払ってしまっているケースが生じております。これはさまざまな原因が考えられます。前回もご報告しましたが、不一致調査、原因の調査をしておりますので、詳細は追って回復委員会の場でご説明したいと思います。多くの場合は国の記録が誤っていると思われず、どのような形で生じるかと申しますと、通常、国は厚生年金の被保険者記録を管理しておりますが、その記録の中で厚生年金基金の加入者かどうか識別する番号が付いております。厚生年金基金の加入者ではない、通常の方は男性であれば 1 種で 1 番、女性であれば 2 番という数字が付いております。基金に加入すると 1 番、2 番をそれぞれ 5 番、6 番に直す作業が必要になります。今はコンピューター化されておりますが、紙台帳の時代にはこれを手作業で行っておりました。

例えば、ある事業所にたくさんいる中で一部の人だけ直し忘れると、本当は基金の加入員だが基金の加入員ではないという記録のまま残ってしまう。その結果として基金の加入員ではないということで、国からも基金からも支給をされていたというのが典型的なケースです。後ほどご説明があると思いますが、今はコンピューターシステムになっておりますので、このような一部の方だけ記録が違ふことになるとシステム上はじくことになっておりますので、近年このようなことは起こっておりません。今のような形での一種のヒューマンエラーにより、このような過払いが生じているというのが上のケースです。

下のケースは逆です。先ほど申したように、本来であれば国の給付、基金の給付ということでそれぞれ棲み分けがされるのですが、国からも給付をされていない、そしてこの方へ基金からも基金加入員なので代行部分を支給しなければいけないということが認識されていない、その結果として全く不支給になっているというケースがございます。

これも国と基金両方のさまざまな誤りが考えられますが、逆にこれらは基金の記録の誤りの場合が多いと思われる。どのようなことで生じると申しますと、例えばある事業所に被保険者が新しく入ってきて、その事業所が厚生年金基金に加入していると当然事業所は基金と国の両方に届出をするわけです。事業所の誤りにより、基金への届出が漏れている場合は、基金側は事業主からの届出により認識しますので、基金の加入者と認識されないまま給付もされないということで、当然国からも給付がされませんし基金からも給付をされないということで、不支給の状態になってしまっている。これも主な典型的な例です。以上のような記録上の誤りによってこのような状態が生じてしまっている。これについてどのような扱いをするかということが、本日この後ご審議いただくことです。

次に真ん中の事案です。国と基金のいずれかに突き合わせる記録がない事案、これは今説明したものと若干趣を異にしています。今ご説明した左の事案は、それぞれの記録を突き合せた結果、両方とも入っていないとか、片方が入っている、入っていないというような給付の齟齬が生じる例です。真ん中の事例は、突き合わせの作業をしている中で、例えばケース1で見ますと、基金は国から来た被保険者記録と自分の基金記録の突き合わせをするわけですが、国から来た被保険者記録の中に自分の持っている基金の加入員の記録がない、相手がいないというか、突き合わせができない状態になっているというものがございます。

下のケース2は逆です。基金では突き合わせ用に基金の記録を手元に用意しているわけですが、国から送られた記録の中にその人に当たる記録がないという、突き合わせができない状態になっているというものです。原因はさまざま考えられます。典型的なものは上も下もそうですが、これらは各基金に振り分けていますので、上のケース1ですと国から送られてきた記録がその基金のものではなく別の基金のものであった、基金番号違い等で誤って送付されているというケースもございます。あるいは、基金の記録がないというのは、本当は基金の加入員だが事業主から基金に届出がされていないかもしれないような場合で、これが確定すると先ほど申し上げた不支給事案の方に繋がっていくと思います。それから今行っている記録の突き合わせについては、原則として生存者について行うということで、死亡者の記録についてはあらかじめ基金のほうは除いて用意をしていますので、国から送られてきた記録の中に死亡者があると、それが突き合わないというようなさまざまなことがあります。

逆にケース2の場合は、先ほど申したような基金番号違いで、本来その基金に送らなければいけない記録が別の基金に行ってしまうとか、先ほどご説明しました、本来この人は基金加入員だが国の記録で種別がきちんと変えられていないために基金の加入員とみなされず、本来の基金に記録が送られていないということがございます。

以上のように真ん中の事案は、どちらかという左にいく前段階の作業が進んでいないというもので、これについては今後の作業方針を書いてございます。それぞれの事案

について相手探しをしなければいけませんので、基金や送られている連合会の方で死亡者であれば選り分けるとか、基金から事業者を確認するとか、基金や連合会の側でできる作業を行った上で、それをもう一度機構に送って機構のほうで基金番号の違いがないかどうかを再度調べてもらう必要がございます。これは突き合わせではなく相手探しですので、通常の突き合わせに比べるとかなり作業量も複雑になってきます。このような作業を効率的に行うために、年金局と機構、企業年金連合会の方で、どのように効率的に進められるか、どのようなケースが典型的なのかという辺りについて、今後サンプル調査もしたいと思っています。真ん中の事案は相手を探して作業効率を進めるということが大事ですので、そのような方向でその作業を進めているところです。

一番右の事案ですが、これもやや趣を異にする案件です。これは前回の回復委員会の最後に委員長からご指摘がございました、代行返上に係る記録整理によって結果的に誤った記録に合わせてしまった事案を、その後どのようにしてリカバリーするかという問題です。そもそも代行返上時の記録整理をどのようにしていたかということですが、一番右の図の下に事案の概要を書いております。厚生年金基金の代行返上は平成 15 年から始まって平成 22 年度末までで 828 基金が代行返上ということで代行部分を国に返して、上乘せだけの年金になる、あるいは別の年金になるということをしています。

代行返上をするときには代行部分を国に返しますので、それぞれの記録が合うかどうかという突合作業は行っておりました。ただ、当時は年金記録問題がそれほどクローズアップされていなかったということもあり、当時のルールは非常に簡略化されておりました。例えば今の基金と国の突き合わせですと、基金側が人事記録とか雇用保険の記録とか、さまざまな証拠書類を出して調査をするという作業をしております。しかし、その当時は比較的基金側が添付できる資料の範囲が狭かったこともあり、結果的に必ずしも十分な突き合わせが行われずに、誤った記録、国の場合もありますし基金の場合もございますが、そのような記録に合わせて代行返上をしてしまったというケースが生じております。これについては代行返上後に、資料でこちらのほうが正しかったということがあればもう一度再整理をするという仕組みがあります。代行返上をした後の承継基金からの申請により記録の再整理し、そして再整理をしますと給付が増えたり減ったりしますので、代行返上時に国に出した最低責任準備金の追納や還付ということも生じるわけです。そのようなことを行う仕組みがございます。

これは平成 23 年 8 月現在ですが、先ほど代行返上した基金が 828 基金と申しましたが、211 基金からこのような申請がございまして、記録の再整理を実施しております。このようなものについてさらに少しテコ入れをする必要があるかどうかということも含めて、今、年金局と機構で調整をしておりますので、改めて別の機会にご報告したいと思っております。以上が全体像です。

それぞれ若干性格を異にしますが、本日ご審議いただきますのは、一番左の給付の齟齬が生じている例の取り扱いということですのでよろしく申し上げます。

(磯村委員長)

ありがとうございました。取りあえず全体像についてご意見やご質問はございませんか。ここが入り口になりますので。よろしいですか。

確認ですが、真ん中と右の事案については次回ということになるのですか。

(渡辺企業年金国民年金基金課長)

できるだけ次回に間に合わせるようにしたいと思っております。

(磯村委員長)

よろしいですか。次の資料の説明をお願いします。

(尾崎年金記録回復室長)

続いて資料2-2から資料2-6まで年金局と年金機構で一括してご説明します。

まず資料2-2をご覧ください。厚生年金基金に係る代行部分の「二重給付による過払い」または「不支給」事案の取り扱いということで年金局からご説明します。「過払い」「不支給」事案ですが、資料2-1の図の部分と併せて再度ご説明します。資料2-1を見ながら資料2-2のご説明をしますのでよろしくをお願いします。

かなり説明が重複するかもしれませんが資料2-2の順番にご説明します。項番1の事案の概要です。先ほど渡辺課長が説明したとおり、国の記録と基金記録の突き合わせの作業を行っているところですが、突き合わせの結果不一致となったものの中に、基金加入の有無に関する記録で種別が異なる事例が出ています。資料の①・②にございますような二重給付による過払い、不支給の事案です。

①は先ほどご説明した資料2-1の一番左側の図のD-①-Iの部分、二重給付による過払い事案の図の部分です。国の本来の給付は、国の給付として基金の加入員であれば代行部分を除いた分が支給されることとなります。しかし二重給付のケースの図にございます通り、国の記録では基金には加入していないが、基金の記録では加入しているということで、代行部分の二重給付が起きているということです。

資料2-2に戻って概要の②の「不支給」です。こちらも先ほどご説明した資料2-1の下図ですが、国の記録においては基金に加入しているが、基金の記録では基金には加入していないということで、どちらも代行部分について支給がされない「不支給」状態になっているということです。

資料2-2に戻って項番の2です。こちらの「原因」につきましても、先ほど渡辺課長からご説明した通りです。国記録の誤りと基金記録の誤りの両方の可能性があるということです。国記録の誤りは紙台帳を手作業でやっていたときに種別の記載を誤ったという事例です。種別を1・2・5・6と番号を振っているわけですが、その番号の記載

を誤った、あるいはコンピューターに登録する際の誤入力と考えられるということです。

ここにございます通り、国の記録に関してはオンラインシステムが昭和 61 年から始まって、順次年金事務所でオンラインシステムに対応できるところが増えてきました。昭和 63 年には全ての年金事務所でオンラインの実施がなされておりますので、主には昭和 63 年のオンラインシステム実施の前に発生したものと考えられるところです。それから基金記録の誤りということで、こちらは先ほど申した通り、事業主が届出をしていないなどの理由が考えられます。いずれにしてもこの国の記録に関しては、オンラインシステムによりこのような誤りが生じないようなシステム上の対応がなされているということです。一方、基金記録の誤りの部分については、今後このようなことが生じないように対策を検討していく必要があると考えているところです。

3 番目の対応方針です。国記録が誤りの場合について①で書いているところですが、最初の二重給付による国給付分の過払いの部分についてです。これについては先ほどもご説明がございましたが、国記録と基金記録のどちらかの記録が間違っている場合であっても、事実関係は調査をすれば二重給付という事実は明らかということです。ご本人に確認するまでもなく事実がはっきりするということです。この部分についてはご本人に確認することなく国が給付する過払い分の減額をお願いして、過払い分の返還手続きを現行の法体系の下で行うという形を私どものほうで考えているところです。

不支給の部分については増額になるケースですが、これについてもご本人に確認しなくても事実が明らかということです。記録を訂正して増額になることを通知します。その増額の裁定を行い、時効特例給付の対象ですので5年という時効に関係なく過去にさかのぼって増額するということですので、遅延加算金も支給することになります。そのような形で増額を速やかに行っていくという手順を取っていきたいと考えているところです。

国給付の過払い分について、被保険者については日本年金機構で記録を訂正しご本人に通知し、不支給の場合は増額になるケースですが、同様にご本人に通知することとなります。

基金記録が誤りの場合は、基金に対して基金給付の増額、減額など必要な対応を行うようにしっかり指導をするということで、今後通知等により国においてこのような対応がしっかり行われるように指導していくことを考えているところです。これが資料 2-2 の説明です。

続きまして資料 2-3 のサンプル調査の結果を日本年金機構の柳樂事業企画部長からご説明します。よろしく申し上げます。

(柳樂日本年金機構事業企画部長)

資料 2-3 をご説明します。今説明がございましたような事案の実情を把握するために、年金機構でサンプル調査を行いました。先ほど年金局から説明がございましたよう

に、基金記録の全体の94%は国記録と完全に一致していて問題がない記録です。何らかの不一致がある記録というのは6%強程度と推計されているわけです。何らかの不一致がある記録については、基金から年金機構に提出をいただき、突き合わせ確認作業を行っているということです。

サンプル調査その1ですが、そのような形で基金から22年9月の4週間に不一致がありとって提出をされた中から、今ずっと議題になっている厚生年金基金の加入状況に関する部分に不一致があるものを全て抽出して、その数を数えたものがサンプル調査1です。その結果が③に書いてある通りです。何らかの不一致がありということで、機構に提出されたものを100%とすると、そのうち厚生年金基金の加入状況の記録において不一致があったものが6.4%程度。そのうち、上に書いてございますが、先ほど説明がございました二重給付の恐れがある形になっているもの、国の記録は基金非加入だが厚生年金基金には記録があるというものが1.2%。逆に代行部分が支給されていない形になっているもの、国のほうでは基金加入となっているが基金側では記録がないものが5.2%だったというのがサンプル調査1の結果です。

2ページ目です。サンプル調査その2は今のような件数を踏まえて、それが年金額にどの程度の影響を及ぼすものかを把握するために調査を行ったものです。これは先ほどと違い、先ほどの事案①「二重給付になっているもの」、事案②「給付がどちらからも行われない形になっている、代行部分についても給付がどちらからも行われない形になっているもの」、それぞれ100件を集めたものです。各100件について年金額にどの程度年額で影響があるのかということ、仮定を用いて計算をしたものです。

その結果が2ページの下の方の表にまとめてある通りです。視覚的に分かりやすくまとめたものが4ページと5ページにございます。年金額への影響の分布を棒グラフで表したものです。4ページが、代行部分が二重給付になっている恐れがあるものです。具体的には年金額が年額でどれぐらい減額されることになり得るのかをまとめたものです。ご覧になると分かりますように、年額で1,000円未満のものが24件、1,000円以上1万円未満のものが49件で、年額1万円未満のものが73%を占めています。1万以上のものについてもそれぞれ額ごとに少しずつあるというのが減額の場合の分布です。

逆に、今のところどちらからも給付されていない可能性があるということで、年金額が増額されるものが5ページの棒グラフです。先ほどの減額の場合と分布図の構図は同じです。1,000円未満の増額になるものが18件、1,000円以上1万円未満の増額になるものが49件ということで67%となっています。それ以上の額のものも少しずつあるというのがこの調査から把握できた分布ということです。以上のような分布図を表にまとめたのが2ページの下の方の表です。

3ページですが、今申し上げたような厚生年金基金に加入していた人なのかどうかに関する記録の相違が、いつの時期の記録について生じていたのかをまとめたのが3ページの(2)の表です。先ほどの事案①の二重給付になっているものと、事案②の大



部分が不支給になっているものでは分布が少し違ってきます。左の事案①の二重給付になっているものについてはほとんど全てが昭和の時代までに偏っており、平成9年以降のものはないという分布になっています。この背景として考えられる点は、先ほど年金局からも若干触れていましたが、昭和60年代に旧社会保険庁のオンラインシステムの改良がありました。その結果、新しいシステムでは厚生年金基金の加入員であるかどうかについては、事業所情報の登録において基金加入の事業所であるということを入力すると、それが自動的に事業所の厚年被保険者に反映されるということで、一人一人の被保険者単位で厚年被保険者であるかどうかを入力することがなくなりました。そういう影響でそのようなことに伴う人為的なミスが消滅したことがこのような結果ではないかと推測しております。

右側の代行部分不支給については、平成9年以降についても記録が誤っているものがあるというのが、時代で分類した結果です。サンプル調査結果については以上ですが、ここからこのような基金加入状況に関する記録の部分が、国と基金側で相違している事案がどの程度あるのかというのを、きわめて粗い試算をしてみたのが3ページの下にあるものです。事案①の代行部分が二重給付になっている可能性があるものが全体で3.1万件程度、うち受給者に係るものが1.2万件程度、被保険者に係るものが1.9万件程度ということです。事案②の代行部分が支給されていない恐れがあるものについては約13.5万件程度、そのうち受給者に係るものが5万件、被保険者に係るものが8.5万件というように試算をしております。この資料については以上です。

(尾崎年金記録回復室長)

続いて資料2-4のご説明に入ります。この資料は厚生労働大臣から日本年金機構の理事長宛の、国記録と基金記録の突き合わせ事業全体についてこのような形でやっていくという通知文です。これは本年5月10日の年金記録回復委員会でご審議いただいたものです。「記」の部分の2のところ、「厚生労働省年金局通知」というところを入れるなどの幾つか文言修正等が入っていますが、今後さらに本格化していく国記録と基金記録の突き合わせの事業について、厚生労働大臣から理事長への通知という形で出していく予定です。資料2-4は、今回審議いただいている二重給付による過払いと不支給事案に限らず、国記録と基金記録全体の突き合わせ事業に関する通知ということで、そこを改めてご説明したものです。

資料2-5は、資料2-4の2の厚生労働省年金局通知として、過払いと不支給に関する事案についての具体的な通知文の案を2-5で示したものです。資料2-5は厚生労働省の課長から担当理事宛にこのような通知を出すということで、題は代行部分に係る二重給付による過払い、または不支給が生じている場合の取り扱いについてということでまとめております。ここにございますように、今般この事務処理に関して種別が相違している場合の取り扱いについて対応策を講じることにしたということで、日本年金

機構において必要な対応策の検討を行って速やかに実施されたいとしております。

具体的な「記」の内容ですが、図の資料を用意していますので1枚めくっていただき図でご説明します。「代行部分の二重給付による過払い又は不支給事案に係る機構の取り扱い（案）」ということで、国の記録が誤っている場合を想定した図の流れです。最初に基金記録との突き合わせということで、年金機構から基金に送り、基金から返ってきたときに不一致があった。それで今回のような過払い、あるいは不支給事案が判明した場合に、次の矢印にある通り、年金機構において被保険者種別に係る記録を訂正する。その訂正を本人に通知するとともに記録を直したということと、裁定の訂正の申出のご案内ということで、裁定の申出に関するご案内も併せて受給者本人に連絡をすることとしております。

左側に、通知と申出のご案内を受給者がご覧になった後に、実際に裁定の訂正を年金事務所に申出をするということで、「申出あり」の場合には過払い・不支給事案ともに申出に基づき裁定の訂正処理を行うこととなります。この点線にあるように「やむを得ない場合」ということで、何度か連絡をしても申出等がない、あるいは連絡が取れないときには、点線の矢印にございますように申出によらない裁定の訂正処理という形で職権により訂正を行うこととなります。その処理を行った後に、増額する場合、減額する場合のいずれも、ご本人に年金証書の通知を行うこととなります。その後過払いの部分については返納、具体的には最大で過去5年分にさかのぼって、時効に基づく5年分について過払いの分の返還をお願いするという形になります。

先ほどのご説明の繰り返しになって申し訳ありませんが改めて整理します。これまでの記録問題で、紙台帳とコンピューター記録を突き合わせて、その結果減額になる、増額になるなどいろいろあると思います。記録問題に関して突き合わせをした場合に、国の紙台帳の記録、コンピューターの記録はいずれも国の記録であり、どちらの記録が正しいのかはご本人に確認しないと分からない、このようなことをご本人に確認して対応することにしています。今回の基金の過払い、あるいは不支給事案について改めて申し上げますと、国記録、基金記録のいずれかの記録が誤りであっても、事実関係、二重給付がある、あるいは不支給という事実は調査をすればはっきり分かる、事実は明らかということです。不支給の場合はできるだけ早く増額させていただくということですが、過払いの場合には二重給付ということの性格、これはあってはならないということを鑑みて、過払い分についての減額、返納をさせていただくということです。

この資料の図のほうに戻って、過払いによる減額の場合の返納等手続き、取り扱い等については、9月の検討会で委員の皆さま方からもいろいろご議論いただいております。引き続きご議論いただき、具体的な返納あるいは受給者等へのお知らせ文等については、改めて委員の皆さま方からのご意見等をいただき、次回の検討会でお示ししたいと考えているところです。

先ほどの資料の図の（注）ですが、受給者、被保険者、事業主等に対し十分丁寧に説

明をするということと、相談対応に万全を期すように配慮することについては機構に通知することです。また、被保険者については2ページに戻って1の②の部分ですが、被保険者については受給者と違って、裁定はまだ行われていませんので記録を確認して訂正をして、ご本人に通知するという取り扱いになります。資料2-4と2-5のご説明は以上です。

最後に資料2-6ということで日本年金機構からご説明をお願いします。

(柳樂日本年金機構事業企画部長)

今説明がございました資料2-4の基金記録の突き合わせに関する大臣通知を出されるということ、資料2-5の厚年基金の加入状況についての記録が相違しているような事案の取り扱いに関して、年金局から通知が出されるという運びになりました。これを受けて年金機構で作業を行う厚年基金記録の突き合わせ作業の手順などの綱領を定めるものが資料2-6です。突き合わせ作業自体はご承知のように既に平成22年から実施しています。今日説明がございました種別に関する記録が違っているもの以外の通常の基金の突合、基金記録の突き合わせに関する手順については、昨年10月にこの委員会で年金局から既に説明をしてご議論をいただいて現在実施中ということ。資料2-6に書かれていることで新しい部分は、厚年基金の加入員であったかどうかという部分の記録についての作業、種別相違、種別に関する記録が違うという部分が新たな内容だということをご理解いただきたいと思います。

要綱としては資料2-6の1ページから8ページまでである内容です。これは文章では分かりにくいので、ここに書いてある内容を9ページに図式的に表現しております。9ページは今日ご議論をいただく基金加入員であるかどうかという部分の記録の不一致があるもの、種別相違となっているもの手順です。これはある厚年被保険者の期間が基金加入員の期間であったのか、そうではなくて一般の厚年被保険者であったのかということも決めていく作業です。具体的には、ある事業所が問題の記録に係る当時に厚年基金制度を実施する事業所だったのか、そうではなかったのかという、割と客観的に確認できる事実を確認していく作業になります。具体的には9ページの流れ図の一番上に出てきますが、オンライン上で事業所記録を見まして、その事業所は基金加入事業所であったかどうかを確認する。それができない場合には、少し下の紙媒体である事業所台帳で基金加入状況であったかどうかを確認するというので、いずれかで基金記録と一致するという情報が分かると基金記録は正しいと判断します。

いずれもなかった場合については2次審査になりますが、基金の側から基金記録と内容が一致する、基金記録の内容が正しいことを示す書類がある場合にはそれを提出していただきます。それがあれば基金記録は正しいと判断できることになります。

そのような書類がない場合には、当事者個人の紙台帳記録を確認して、そこでどちらの記録の内容が正しいかを判断していくということで、いずれかの場合で基金記録が正

しいという場合には基金記録を正しいと判断して、そうでない場合には国の記録が正しいと判断をするということです。基金記録が正しいと判断された場合には、この表の左下にありますが、今年金局から説明がございましたように、受給者、予備加入者の場合で若干手順が違いますが、所定の手順を取っていくこととなります。国の記録が正しいということだと、年金機構では今の記録のままにするというのが、加入状況に関する記録が相違している事案の手順の大まかな内容です。

10 ページと 11 ページは、今申し上げた以外の一般の厚生年金基金の記録の突き合わせに関する手順を書いているものです。前にご説明した内容と同一です。紙台帳と基金記録が一致するかどうかで判断をしますし、紙台帳が国記録と一致すると 2 次審査で基金から証拠書類があれば出してもらうということで、特定証拠書類があればそれで判断をし、特定証拠書類がない場合、参考書類がある場合にはそれで判断をする。特定証拠書類あるいは参考書類がある場合、国と一致するものがある場合にはその記録を訂正し、ない場合には国の記録が正しいと判断するという流れになります。

10 ページのパターン 1 と 11 ページのパターン 2 の違いは、10 ページは国の記録のほうが小さい場合ということです。基本的に基金記録のほうが正しいと、国の記録を引き上げるという増額のほうの修正を行うこととなります。逆にパターン 2 は国の記録のほうが高いということです。基金記録が正しいという結果になった場合には国の記録を少ないほうに訂正することになるという点が、10 ページと 11 ページの違いです。資料 2-6 については以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。たくさん資料がありましたので、今事務局からご提案があったことや、今日決めなければいけないことを私なりに整理してみたいと思います。間違いがございましたら事務局から言ってください。

まず、基金の記録の問題はいろいろあるが概ね 3 種類ある。今日はそのうちの二重給付、ダブって払っている分と不支給の分のところだけを議論したいと。そのうち二重給付は返してもらわなければいけないと。2 つ目は、二重給付を返してもらうについて、時効到達前の 5 年以内の分を返してもらうのだが、返し方というのは年金を払っているわけだから年金の中から返してくれということになるのでしょうか。3 つ目は、返してもらい方については資料 2-4 と 2-5 で機構宛の大臣通知と、機構の担当理事宛の年金局の課長通知のような形で機構に指示をしたいと。資料 2-4 と 2-5 がこれでいいかどうか、今日皆さんのご意見をお聞きしたい、ということなのでしょう。そのようなことでよろしいですか。資料 2-4 の大臣通知と、2-5 の課長から機構の理事宛の通知と、これでいいのかと。どうぞ。

(尾崎年金記録回復室長)

資料2-4ですが、5月10日の委員会でご審議いただいておりますので、変更点は2番のところの厚生労働省の年金局長通知を、ということをご補足させていただきます。

(磯村委員長)

どちらかという主体は資料2-5になるということですか。そういうことですね。

4つ目、関連して返してもらい方というのは、今日ではなくて次回もう少しいろいろご議論してもらおうということよろしいですか。

資料にはありませんでしたが口頭で、返してもらい方については紙台帳とコンピューターの突き合わせのような場合の払い過ぎの返してもらい方とはだいぶ違うと。紙台帳とコンピューター記録との突き合わせの場合に過払いがあって返してもらう際には、どちらの記録が正しいのかよく分からない、神様しか分からない状況にあるので、確か原則は本人からの申出がない限りそのままにしておくということでしたね。間違えていたら言ってください。ただし、基金記録との突き合わせの場合においては、どちらがどう間違ったかがはっきりしているので返してもらうことにしたいと思います、と。確かこういうことですね。

(尾崎年金記録回復室長)

補足しますと、今回の二重給付による過払い事案については、二重給付ということで1階、2階の部分もある方の2階部分が二重に給付されているということも踏まえ、返納をしていただくということです。

(磯村委員長)

返してもらうことに無理はないだろうということですね。

大体このような5つのまとめで、今日皆さんのご同意を得たいのは資料2-4、2-5で、どちらかといえば資料2-5です。課長から日本年金機構の理事宛に出す通知の中で、二重給付および不支給が生じている場合の取り扱いについて、これでいいかという議論をいただくことになるわけですね。そういうことだそうなので、皆さんのご意見はいかがでしょう。過去2回の検討会でもいろいろ粗ごなしをしたのですが、歯切れのいい議論がなかなかできないのです。今日改めてこの場でご意見を伺いたいと。どうぞ。

(廣瀬委員)

この問題が年金記録問題の中で特徴的なことは、本人に責任が全然ないということかと。つまり、過払いで返すという事案は頻繁に起きているわけですが、本人が絡んでいる部分も結構あります。届出が遅れたり、あるいはしなかったり、間違っていたりとか、それで過払いで返還請求というのはあるのですが、この問題は本人が手続きをする要因

というのは全くないので、国と事業所に任せっきりの部分ですから、本人の責任は法的にも実務上も全くないわけです。2～3日前の報道で新聞などにも出ているのだが、その点がまだはっきり書かれていないような感じを受けました。裁定請求のときにも分からないでそのまま通過して、このような記録ミスのまま来ていたということです。それは過去のことで、今記録を直すということでしょうがないのですが、過払いで返還する場合は、正しい記録が分かったわけですからそのまま放置しておくわけにはいかないから返してもらうということで、当然そのような方向になるのです。

そこで質問です。資料2-5の基本的な方針なのですが、実際に問題の事案を抱えた人から相談を受けて実務をやるのは年金事務所の窓口ですので、年金事務所の窓口等の対応に対する問答といいますか分かりやすい、何でこんなことになったのだという質問が当然出てくるわけですから、その辺の想定集のようなものは計画されているのですか。

(尾崎年金記録回復室長)

年金局からご説明します。国の記録と基金記録を突き合わせた結果、ご本人に通知をするときに、恐らく受給者の方々は、どういうことなのかいろいろ問い合わせをしたいというようなことがあるかと思えます。その場合には、課長通知において丁寧に対応するという事を年金機構にしっかりと求めるということで、資料2-5の2のところ、機構で補足等があるかもしれませんが、取り扱いの実施に当たっては関係の受給者、被保険者等に対して十分かつ丁寧な説明を行う、また十分に配慮することということをし、しっかり求めたいと考えているところです。

(海老原日本年金機構年金給付部長)

年金給付部長の海老原です。いずれにしても、まずご本人にお詫びをすることが当然必要かと考えます。特に二重払いで返していただく方については、これまで何でこのような事象が起こったのかという経過を丁寧に説明する、あるいは5年以内の部分について返していただく、あるいはもう少し踏み込んだ形で返納いただく方法や期間についてどのような形でやるというのを、年金事務所に対してそれぞれの説明の段階における手順的なものを統一的に示す予定です。

(磯村委員長)

よろしいですか。

(廣瀬委員)

丁寧によろしく。ちょっと抽象的ですが。

(磯村委員長)

他に何か、どうぞ。

(岩瀬委員)

今の質問と回答に対して関連でお聞きしたいのですが、丁寧に説明するのは、ご本人が年金事務所を尋ねたときに窓口で丁寧に対応するということですか。それとも文書を出す際に、文書の中に経緯と責任所在もきちんと書き一度丁寧にご説明した上で、なおかつ事務所に来た方にご説明するのか。その辺を教えてください。

(海老原日本年金機構年金給付部長)

岩瀬先生からご指摘のように、本来であればお客さまのところに訪問してご説明するのですが、件数の問題や先に対応しなければいけない部分がございますので、まず手紙等で対象の方へ、例えば二重払いになっている方、不支給の方それぞれの事情に対する具体的な詳細な事例などを、まず手紙でお知らせすることを考えております。その後、ご本人をお伺いして丁寧に説明することが必要になってくれば、当然行うという形で現在考えております。

(岩瀬委員)

通知の文書というのは事前に見せていただけるのですか。

(尾崎年金記録回復室長)

年金局からお答えします。受給者に対するお知らせ等についても、既にさまざまなご意見等を検討会の場でいろいろいただいておりますし、今後委員の皆さま方にもご議論いただき、できる限り丁寧な対応ということできちんとご理解いただけるようにしっかりと対応していきたいと思っております。

(岩瀬委員)

要するにその文書を事前に委員会なり検討会に出して、そこで意見を言う機会があるのかないのかを知りたいのです。

(尾崎年金記録回復室長)

その予定であります。

(磯村委員長)

他にはよろしいですか。

(梅村委員)

資料 2-6 も関連していると思うのですが、併せて質問してもいいですか。

(磯村委員長)

どうぞ。

(梅村委員)

今の資料 2-5 の 2 ページ目に、年金受給者については本人に対して、被保険者種別の訂正を行ったことを通知する、それで裁定の訂正手続きを行うことにする、となっていますが、資料 2-6 の 5 ページの頭の(3) 突き合わせ後の処理というところで「ただし、被保険者記録を訂正することにより、以下の i から iii のいずれかに該当することになるものについては、被保険者記録を訂正せず、事跡を残す」という処理要領のようなものになっていると思います。これは前にも質問したことがありますが、第三者委員会に現在かかっている審議中のものはどうするのだ、ということに対する回答がこれかと思いますが、その辺についてもう少し補足的に説明をお願いします。

(柳樂日本年金機構事業企画部長)

記録の確認をするときに、年金事務所で第三者委員会に申し立てをしている途中のものかどうかというのは分かることになると思います。第三者委員会にかかっている場合にはそちらを優先的に見ていくことになると思います。機械的に先にこの流れでやっていくことにはならないと考えております。

(磯村委員長)

よろしいですか。他にはございませんか。

(岩瀬委員)

資料 2-5 の 2 ページ目の部分で「過払いが発生する場合は、当該過払い額の返還を求める」と書かれてありますが、この「返還」というのは全額の返還を求めるのか、その一部を求めるのか、その辺はどういうお考えですか。

(尾崎年金記録回復室長)

過払いになった分の返還を受給者に全額お願いすることになります。

(岩瀬委員)

国が裁定をして年金を支給しているわけです。「これは間違いなくあなたの年金だ」といって支給して、それで生活をしている人から返還してもらうことになるのです。年金生活を乱す、迷惑を掛けるわけだと思うのですが、それについて国は何の責任も取ら



ないで、ただ間違いだったと丁寧に説明すれば済むんだという考えで、この文言を書かれたということによろしいのですか。

(尾崎年金記録回復室長)

国の記録が間違ったことに起因するもの、その点は私どもとしては年金機構とも連携してご本人にしっかりご説明をすることになると思います。ただし、返還を求める額については、過払いがあったということですので全額を求めることとなります。

(岩瀬委員)

返還を求めること自体はこれでいいと思いますが、金額に関してはもう少し議論すべきではないかと思います。ぜひ検討会等で議題に挙げていただかなければという気がします。お願いします。

(柳樂日本年金機構事業企画部長)

補足しますと、全額と申しましても時効が会計法で5年というようにかかっていますので、過去5年分までの全額という意味です。本当の意味の過払い全額ではありません。

(岩瀬委員)

単純なミスで振り込んでしまったと、すぐに返してくださいというのであればまだ分かると思います。5年経過したものを返せというのはどうなのかという気持ちがありますので、ぜひ議論をしていただきたいと思います。

(尾崎年金記録回復室長)

時効前の部分過去最大で5年分の全額の返還を求め、その後、返還のところで具体的にどのような形で受給者と相談していくかというのは、次回実務検討会のときにいろいろなご意見をいただきつつ、ご議論いただくことにしたいと思っています。

(岩瀬委員)

結局返還を求めても一切応じないという場合はどうなるのかということもあると思いますので、きちんと基準を決めるべきではないかと思います。そこはぜひ議論をしていただきたいと思います。

(磯村委員長)

それはそういうことで承りましょう。他にはよろしいですか。

では私のほうから確認もかねて3つばかりです。1つは、資料2-3の2ページに平均額というのがございました。二重給付の額で絵があって、1,000円から1万円未満が

件数として一番多いということです。通常基礎年金部分と代行部分を比べると、平均的な基金の加入員期間というのは大体どれぐらいですか。

(渡辺企業年金国民年金基金課長)

平均加入期間というものでは取っておりませんが、少し規模感ということを見るために、お手元の資料2-1をご覧くださいながらと思います。二重給付による過払い事案ということで、左の過払い分というのがあります。これはサンプル調査ではありますが、平均でいうと年額4,000円ぐらい、最大でも16万円ぐらいということでした。一方、右の厚生年金基金からどれぐらいが給付されているかということです。厚生年金基金の代行部分は過払い分ということではなくて全体の基金の平均ですが、直近で申しますと月額で3万2,000円ぐらいですので、年額でいうと40万円ぐらい出ています。その上に基金加入者なので当然上乘せ部分があり、さらに1階、2階部分、ここは宙に浮いたような形になっていますが、基礎年金、厚生年金の代行以外の部分もあるという中で、仮に代行部分の過払いとの二重給付というところだけを比べても、平均でものを語ってはいけないと思いますが、左は年額4,000円程度、右の基金から出ているのはオール基金で見ると年額40万程度の規模感です。

(磯村委員長)

そうすると、過払い分の返還を求めても即生活に響いて明日から飯が食えなくなることにはならない人が大部分だろう、という意味ですか。

(渡辺企業年金国民年金基金課長)

平均でものを語ってはいけないと思いますが、今の平均で言うと委員長が仰られた通りです。

(磯村委員長)

分かりました。

2つ目に、このようなやり方で、ご本人には全く手落ちがないのに、国もしくは一部の基金のミスによって二重払いになったものを返してくれということを、これから現場に言ってもらわねばなりません。現場ではこのような事案についてこれまでどんな声があったのですか。何か現場の声をお聞きになりましたか。

(柳樂日本年金機構事業企画部長)

この事案自体はこういうことですが、扱いについては検討され結論が出るまで保留されているということですので、この事案に関する声というのは、まだ実際には現場に出していないので、声そのものはまだです。

(磯村委員長)

11月の回復委員会までに結論を出そうということにしています。それまで1か月あるので、別に大がかりなアンケートではなくても、一部の現場の事務所にこういう問い合わせ方やお願いの仕方を仮にするとしたら、どのような声になるかということぐらいは聞いてみてもいいのではないのでしょうか。どうですか。

(矢崎日本年金機構事業企画部門理事)

せっかくの委員長のお話なので、やり方や時間の関係もありますのでラフな形のサウンドということになるかもしれませんがやってみようと思います。ただ、一般的な過払いにはいろいろな原因がありますが、過払いによって返還を求めるとするのは先ほど話がありましたが、通常これ以外のケースでもあることなので、現場でも違和感はないのではないかという感じはします。

返還の仕方は次回ということですが、一括全額というのが無理な場合もありましょうし、個別のケースに応じて返すのは何分の1ずつにしましょうとか、そういうのは現場で本人と話し合いながらやっていますので、これも多分同じような手法になってくると思います。

(磯村委員長)

3つ目に、今たまたまお話が出ましたが、過払いを返してくれという話はこれ以外にもあるという話がありました。どんな事例があって、どういう対応になっているのか。過払いをしている事例、こちらから減額要求、返還請求をする事例についてはどのようなものがあってどのような対応をするのか。これから紙とコンピューター記録の突き合わせを行っていくと、恐らくこれはたくさん出てくると思います。そのようなものへの対応も含めて考え方を整理する意味からも、次回出していただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

(中野日本年金機構全国一括業務部門理事)

手元に資料がありませんので、次回きちんと整理をしてご報告したいと思います。基本的に私どもの過払いをお願いするケースで多いのは受給者が死亡して、その後に年金が振り込まれてしまったという場合に、遺族に振り込んだ年金を返してもらうというのが全体の大体7～8割を占めています。というような状況をまたご報告したいと思います。

(磯村委員長)

ぜひお願いします。その他にも共済とのダブリなどもあるので。いろいろある

と思いますので一度整理して、基金の話とはずれますがそのようなものとの平仄を取っていきたいと思います。

今のお話のように、11月までの回復委員会の間に1～2回粗ごなしの検討会をするという前提で、資料2-4と資料2-5について、同意をさせていただいてよろしいですか。返してもらい方については、皆さんからのご意見を踏まえてもう少しいろいろ議論をすることにします。よろしいですか。

それでは次の議題をお願いします。

(尾崎年金記録回復室長)

資料3は包括的意見に基づく記録回復の実施作業スケジュールということで、年金局からご説明します。7月と前回の委員会において、包括的意見に基づく新しい回復基準ということで、その回復基準を10月3日から適用しています。これについて、私どもは1つ宿題をいただいていた。表の下方にあります。新しくつくった回復基準について(1)から(6)までの対応を今後しっかり取って、このような新しい回復基準について広く周知していくことで、迅速な回復につながっていくようにするべきだというご指摘をいただいております。

本日ご報告しますのは、下方の表の(2)(3)(5)についてです。事業主団体への周知の依頼、全国社会保険労務士会連合会への周知の依頼、厚生年金基金を通じた周知ということで、私どもは委員の皆さま方からのいろいろなご意見をいただいて通知の案文を作って、事業主団体をはじめ関係のところにも今お願いをしているところです。本日は間に合いませんでしたが、次回の委員会において通知をこのような形で出し、各事業主団体をはじめ、いろいろな団体がこの通知を受けてこのようなことをやったということについて、次回の検討会でご報告したいと思います。

もう一点補足ですが(2)の部分です。本日連絡がございまして、経済同友会についてもこの周知の依頼に協力する、ということですので、通知を同じように発出してどのような対応を行ったかについてご報告したいと考えています。説明は以上です。

(ここで辻副大臣入室)

(磯村委員長)

今の資料3の説明にご意見はございますか。よろしいですか。

今、辻副大臣がお見えになりましたが、最後にご挨拶をいただけるということですので審議を続けたいと思います。よろしくをお願いします。

資料3についてはよろしいですか。

私から1つ補足をします。包括的意見に基づく新しい回復基準が日本年金機構のホームページにアップされています。ぜひご覧いただいてご意見をいただきたいと思います。

私から申し上げるのは機構のお株を奪うようで大変申し訳ないのですが、ご参考までに。  
続いて次へいきます。

(尾崎年金記録回復室長)

続いて資料4です。電子申請、電子媒体申請と一括適用について、日本年金機構吉野審議役から説明をお願いします。

(吉野日本年金機構審議役)

資料4に基づき、電子申請、電子媒体申請一括適用などについてご説明したいと思います。冒頭の資料1でもございましたように、今回の記録問題再発防止策という観点から電子的な媒体による申請などを推進していますので、その現状と今後の課題、進むべき方向についてご説明します。

1ページの電子申請あるいは電子媒体申請一括適用ですが、事業主、それから私ども双方にとって大きな利点があると考えています。事業主にとっては利便の向上、事務の省力化ということで社内の人事・給与システム等、届けを連動できるということがあります。未然防止の観点からは加入漏れ、届出漏れ、あるいは届出事項の記入漏れなどが防止できるとともに、一括適用などを使うことにより、届出の負荷を小さくすることができるようになっています。私ども機構にとっては入力業務が不要になることが大きなメリットとしてございます。これにより記録の正確性の確保が図れるのではないかと期待しております。

2ページはそのようなものをどのように促進していくかということです。事業主においては紙媒体の届出、フロッピーによる電子媒体申請、e-Govを利用した電子申請のそれぞれの利点を各事業所の特性に応じて選んでもらっております。そのような電子申請・媒体申請が先ほど述べたような利点を持っているということを前提にしながら、この選択肢を大きく強化していきたいと思っております。私どもとしては、電子申請・媒体申請をとともに進める立場ですが、とりわけ電子媒体申請についてはこれまでの周知が不足していたのではないかとこの観点もでございます。後で申し上げますが、今回は媒体の拡大をしますので、それを契機にさらに周知を図っていきたいと考えています。

②にございますが、一方でお客さまへの普及とともに、これを受け取るわれわれの側で事務処理に電子化のメリットを十分に活用できていたかという観点を含めて、私どもの中での事務処理の改善に努めていきたいと考えております。

3ページは今後の具体的な取り組みということです。(1)ですが、今年の12月に提出可能な媒体を拡大する予定にしています。現在FD、MOを媒体にしていますが、生産終了ということもありますので、年末にはCDあるいはDVDに拡大するという形にしております。これに向けてア、イ、ウにございますが、各事業所には案内の発送を始めておりますし、今後事業所に利用勧奨、あるいはさまざまな企業にパッケージソフト

を開発しているベンダーがございますので、このようなところへの働きかけを多角的に進めていきたいと考えております。

4 ページです。下半分に今後のそれ以降の利用促進のための取り組みということでまとめております。①としては対象の届出の拡大をしたいと思っております。健康保険の被扶養関係の届出、あるいは第3号の関係の届出についても媒体申請の対象届出に追加するというので、今年度開発に着手する予定にしております。媒体申請に関するホームページの見直しということで最後にご説明しますが、いろいろな届出の提出方法についての比較表を載せるなど、ホームページ全般を見やすく順次改正していきたいと考えております。

5 ページです。これまで媒体の拡大と届出の追加を予定しておりますが、今後さらにシステム改善を図っていきたいということで、まずは年末に向けて事業所に向けた意見聴取、ニーズがどこにあるかということを中心として順次聴取していきたい。社会保険労務士、あるいは先ほどの企業ソフトの開発ベンダー、このような関係の方との継続的な意見交換を実施したい。(3)にも絡みますが、私どもの現場からどのような改善要望があるかということを中心として聴取していきたいと考えております。(3)ですが観点が2つ、お客さまにとって使いやすいシステムにすること、機構として電子化のメリットを十分に生かすということがございます。現地調査などを通じて、なかなか効率化が十分にできていないということが発見されております。個別の課題ももちろんですが、最後の行にあるように、いろいろな届出書がございます、それらの処理プロセス全体を通して手間の省略ができないかということを中心として、事務の効率化についてプロセス全体の改善を図ってきたいと考えております。

8 ページ以降をご覧ください。これは未定稿ですが、紙媒体による申請、電子申請、電子媒体申請について、それぞれの特徴を書くことを中心にホームページの見直しを図っているところです。最後の10 ページの下方ですが、紙はこんな事業所に向いていませんということを書きにくいところもございまして、こんな契機で電子媒体申請、電子申請を検討したらいかがでしょうか、と書いてはどうかというアイデアも持っております。先ほどの業務プロセスの改善もそうですが、お客さまへの周知方法などについても機構の内部でも検討していきますが、先生方のご意見も伺いながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。私からは以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございます。これはこのような考え方でいきたいという一種の決意表明と承ってよろしいわけですね。何かご意見やご質問はございますか。どうぞ。

(三木委員)

基本的に書いてあることの通りだと思います。ぜひお願いしたいのは、現状でも50%

は磁気媒体、電子申請になっているという状況に数字上はなっているわけです。でも実際に事務所に行けば10人単位で、事務センターに行けば数十人単位で書類をチェックしたり、受け渡しの帳面をつけていたりするわけです。それは現在の電子媒体申請をした場合でのワークフローでも工数がかかるようなものがあるわけです。

どういうことかということ、住所に関して言えば、毎回申請してきた電子データのまま上書きをすると、元々正しいデータが収まっていたかもしれないが、間違っているものをそのまま電子媒体申請のファイルを読み込むと上書きされる。つまり何が起きているかということ、今、氏名、生年月日、住所、基礎年金番号で突合しているものの全部が合わなければ本人にならないということであれば、その瞬間に宙に浮いた記録が発生しているわけなんです。それが起きないようにするために目ですべてチェックして、このデータでいいのかをやっていくと。その結果、ずれがあった場合はどちらに寄せているかわからないですが訂正して入れているわけです。電子媒体で回っているにもかかわらず、結局そういう手間を掛けなければいけないということで、今人間をたくさん使っているわけです。

どちらかということ、どのような運用をするのか、どういうことでその個人をアイデンティファイするのかという定義がはっきりしていないというのが、基礎年金番号とも関係があるのですが、根本的な問題なわけです。この点についてはいろいろなベンダーにヒアリングをすとか、関係者や事業所から聞くということではなくて、これは純然たるロジックでの決めなのです。例えば基礎年金番号と生年月日でやれる方法で本人確定をすることを決めれば、本人確定をして住所などは上書きをしないというポリシーにすればいいだけなのです。そういうことについてきちんと。どちらかということそういうものは現場に聞いても出てこないです。現場の人は与えられたシステムをどう運用して、どう間違わずにやるのかという発想に凝り固まっていますから、サービスとシステムの両面で、作る側としてこうあるべきだということを自分の頭でよく考えることが一番大事だと思います。それをやった上で、現状のワークフローを現場で押さえた上で「今やっているポリシーをどうするかということを考えればこの作業がなくなりますよね」というのを現場に確認していく。よろしくお願いします。

(磯村委員長)

ありがとうございました。それは大変大事なことだと思いますので、ぜひこの中に何らかの格好で入れ込んでみてください。どうぞ。

(廣瀬委員)

三木さんの関連です。電子媒体・電子申請は進んだやり方ということになるのですが、進んだやり方になるが故の危険性があるということ最近発見しました。例えば基礎年金番号の末位1番だけを間違った場合にどうなるかということ、私は検討会で質問し

て答えをあまりはっきり出してくれなかったと思います。手書きの書類を窓口を持っていけば、名前と基礎年金番号が矛盾すれば窓口の人が「どちらかがおかしいですよ」という指摘をするわけですが、電子申請あるいは磁気媒体の場合はそういう見る目はありませんからどうなるかということです。これは1つの例ですが、他にも電子媒体なるが故の危ない部分というのを列記というか、こういう点に気を付けなければいけないというのをやってほしいのが1つです。

もう一つ質問です。4ページの(2)の注で、国民年金第3号被保険者関係届、その中に内訳がありますが、国民年金第3号の中に資格喪失届と出ているのだが、どういう意味か分からないので説明していただけますか。3号の喪失届は会社ではないはずですが。

(磯村委員長)

今の2つのご質問について、どうぞ。

(吉野日本年金機構審議役)

後のご質問の3号喪失届の件ですが、3号被保険者が60歳に到達した場合などに喪失届を出していただくこととなっております。

前段ですが、先ほどいろいろお話がございましたようにチェックシステムがございませぬが、今ご指摘のような例外が出る可能性があるということで、三木委員が仰いましたが、それをチェックすることに大変精力が削がれていると。従ってそのようなプロセス上の問題点をなくすためにはどういう方策を講じればいいのかという観点でプロセスの見直しをしたいと思っております。どこに難所があるかということも全体のプロセス改善をする中で、当然洗い出していかなければいけないと承知しております。届出ごとに各論で押さえていかなければいけないことだと思いますので、私たちの業務としてはそういう形で業務プロセスを見直す。一方で、お客さんにとって使い勝手のいい届出にするためにはどこが足りないかということは別の課題としてございますので、事業主あるいはベンダーの意向を聞きながら両輪で進めていきたいと考えているところです。以上です。

(廣瀬委員)

先般東京事務センターに視察に行ったときに、所長だったと思うのですが、電子媒体・電子申請の場合、その人の記録を汚してしまうケースがあると言われたので非常に気になっています。具体的にそのような事例があったのではないかと受けたのですが、どういうことで電子申請なるが故にそういう問題が出るのかということです。具体的な事例を今度出していただけませんか。



(吉野日本年金機構審議役)

検討会等の場で事例に則してご説明したいと思います。

(磯村委員長)

よろしく申し上げます。

(廣瀬委員)

喪失届の件は分かりました。60歳のときには確かに出します。

(磯村委員長)

他にはよろしいですか。どうぞ。

(梅村委員)

ユーザーというか社会保険労務士が仕事をしている上の問題で、先ほどベンダーだと何か言われましたが、バージョンアップした場合に、人数のいる社会保険労務士の事務所はそれなりに対応して非常に便利になったという声も聞くのですが、逆に1人、2人、自分で全部をやっているような人にとっては、その都度改正というのはとてもじゃないけど、システムの変更から何から、得意であればいいが得意でない人もいますので、そのためにだんだん離れていったというのが電子媒体・申請の、われわれ推進した方から見ると、そんなのという感じがしないでもないのですが、実態として実感として持っているわけです。従って、例えば今後はそれをされるだろうと思いますが、バージョンアップした場合などは無条件でダウンロードができるシステムを取り込んでいただければ、さらに普及するのではないかと思いますのでよろしく申し上げます。

(吉野日本年金機構審議役)

機構の私どもが提供するプログラムはダウンロードできるようにします。

(梅村委員)

その場合に、どこがどう変わってどう便利になったということを、ただ「ホームページを見なさい」というだけではなく、少し付け加えていただいて、ダウンロードする場合のどこかにそういった言葉を入れてもらえるとありがたいと思います。

(吉野日本年金機構審議役)

さまざまな形で周知できるように、ご意見もご協力もいただきながら進めていきたいと思っております。

(梅村委員)

よろしく願います。

(磯村委員長)

他にはございませんか。どうぞ。

(稲毛委員)

提出方式の方向に議論が進んでいて、紙・電子申請・電子媒体のいずれも必要だということだと思えます。というのは会社の規模、体制にもすごく差がありますので、どれに集約化していくのかというのはなかなか難しい話だと思えます。提出方法の議論の一方で、正しい届けをしていただくためのIT化というところに話が踏み込めていないので、そのところに今後踏み込んでいただきたいと。

例えば事業所サイドの今の体制を考えますと、紙でやったほうが良いという側面もあります。紙で一番引っ掛かるのが、抜けと読めない字です。達筆な字でくせがあって、「7」なのか「9」なのか、また、よく間違える「5」と「2」というのがあります。今多分事務をやっている方は分かると思うのですが、8ページにあるように届出用紙のほうに確かにPDF、ワード、エクセル版が用意されていて、ワードはかなり前に使って、もしかして改善されたら申し訳ないですが、文字を入力すると枠線がずれてすごく使いづらいのです。今ハローワークでは、質問形式で入力すると届出用紙が自動的にできるという、パソコンにある程度慣れた方であれば入りやすい仕組みを導入しているようですので、紙媒体で正しい届出書を作る工夫も今後検討課題に入れてもらいたいと思います。できれば機構ホームページの届出作成プログラムと連動すると、場合によっては資格取得の少ないものについては紙でそのままデータが落とされるような形が出るようにしてという、結構プロ様式のようになるかもしれませんが検討してもらいたいと思います。

(吉野年金機構審議役)

ありがとうございました。検討したいと思います。

(磯村委員長)

他にはよろしいですか。このような方向でお願いしたいのですが、できればペーパーレスという掛け声をこの中に入れていただくと、今のようなお話も含めて分かりやすいのではないかと思います。結局紙に書くから間違いも出てくるし、倉庫も必要だし、捨てる、捨てないという話にもなってきます。効率も悪いしということでしょうから、ペーパーレスというのを一言入れておいていただければと思います。よろしく願います。

続いて次の議題へいきます。

(尾崎年金記録回復室長)

続いて資料5、資料6、資料7はいずれも報告事項です。資料5、資料6は日本年金機構の伊原記録問題対策部長から、資料7は年金局からご説明します。順番にご説明します。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

記録問題対策部長です。資料5に基づき、ねんきんネットの第2次リリースについてご説明します。表題で「日本年金機構第3の窓口へ」とありますように、年金機構も今ご説明した電子申請や電子媒体申請のように、できるだけ業務を効率的にやっていくことを考えていく必要があります。それがお客さまにとってのサービス向上につながると考えております。現在、ねんきんネットでは年金記録の確認のサービスを提供しておりますが、今月31日からは、これに加えて見込額試算という年金記録以外の業務に関してもネットを通じて提供していきたいと考えております。

具体的には2つのサービスを新たに導入する予定です。1つは見込額試算サービスです。左側に現状を書いておりますが、現在年金事務所の窓口相談は年間1,000万件ほどとなっております。そのうち100万件から200万件が「私の年金はいくらになるのでしょうか」という相談です。特に中高年でこれから年金を受けようという方から、年金を前倒しでもらった場合にどうなるか、あるいは70歳まで繰り下げたらいくらになるのか、あるいは働きながら年金を受給する場合の在職老齢年金の場合の額がいくらになるか、このような相談がございます。これを自宅で自分でいろいろな条件を設定して計算できるようにするというサービスを10月31日から実施したいと考えております。

もう一つは記録の検索サービスです。今までのねんきんネットは年金記録に関して、今のご自分のオンラインの記録が合っているかどうかを確認するという機能でした。今後は未統合記録なり、機構の方で誤りを見つけたが持ち主を見つけることができいない記録について検索できるような機能を整備していきたいと考えております。その第一弾として、昨年作業が終わった国民年金の特殊台帳の記録のうち、死亡者の記録であった誤りがあるものについて検索可能にすることを月末から予定しております。

今後の予定は下方にございますが、ねんきん定期便、あるいは受給者にお送りする振込通知書を電子メールでお届けする電子版ねんきん定期便も来年度から予定しております。

未統合記録について5,000万件の検索、あるいは自分の3号被保険者の記録が不整合記録に該当するかどうかねんきんネットで確認できるようにしていこうと考えております。

2ページに見込額試算の具体的な事例を挙げております。1つ2つご説明したいと思

います。例えば中高年の 58 歳の男性の例ですが、60 歳まで今の年金に加入したらいくらもらえるかということで 69 万 200 円とか、65 歳以上ですと 140 万 3,700 円という見込額が定期便に書かれております。今後は自宅で、例えば今の仕事を 65 歳まで続けて給与を 20 万円もらおうというつもりで入力すると、60 歳から 64 歳は在職老齢年金で支給停止になり 63 万 2,700 円になり、65 歳以上になると、65 歳のときの退職改訂があって額が増えて 158 万 1,800 円になるという試算ができるようになります。

もう一つの今回のメリットは、若い世代の方も見込額試算ができるようになるということです。現在は 50 歳になるまでの方については、今まで払った年金の保険料だけで見込額試算を出しております。ですから、33 歳女性の例の場合で厚生年金に 13 年加入していると、34 万 7,700 円という低い額の見込額しか出ません。しばしば「これだけ払っているのにこれしかもらえないのか」という苦情が来るのがこの部分です。今後はねんきんネットを使って、例えば今の仕事を 60 歳まで給与が 20 万円で働いたとすればどうなるかという形で試算ができるようになります。この例では 128 万 7,400 円という形でご自身のライフプランを確認できるようになると考えております。

3 ページはこれまでも何回かご説明しましたが、第 3 の窓口を目指すということの意味です。ご覧いただいたように、例えば年金事務所への訪問件数は 1 か月に大体 60 万件、電話によるコールセンターへの相談が 80 万件という状況の中で、ホームページのアクセス数は今年度に入り 100 万件前後で推移しております。そのうちの 20 万件がねんきんネットへのアクセスとなってきております。今後サービスを拡充する中で、年金年金機構を支える一つの窓口に育てていきたいと考えております。以上がねんきんネットの 2 次リリースです。

資料 6 ですが、未統合記録の 5,000 万件が現在どのような解明状況にあるかということで、3 か月に 1 度ほど直近の状況をご説明しております。ここにあるのは 9 月下旬の段階の状況です。統合済み記録が 5,095 万件中 1,600 万件、まだ手掛かりがなく今後さらに解明を進める記録が 970 万件となっております。1,600 万件の記録の中で人ベースで置き換えたものが右側にございますが、1,264 万人となっております。3 か月前の 6 月時点の統合済み記録は 1,584 万件でしたので、この 3 か月の間に統合された数が 16 万件となっております。そういう意味で、私がここでご報告し始めて 1 年半ぐらいになりますが、だんだん統合する記録の数が減ってきております。このような状況の中ですが、紙台帳検索システムを使い、8 月末からは未統合記録についても持ち主を探す作業を始めております。このような作業によって、これにプラスアルファ、もう少し統合済みが増えてくると思いますが、全体としてみると、なかなか厳しい状況に来ている、岩盤にぶち当たりつつあるということは否めないと考えております。以上です。

(尾崎年金記録回復室長)

続いて資料 7 です。最後の資料です。これについては平成 24 年度の概算要求という

ことで、厚生労働省の年金局において年金制度の予算に関する資料をまとめたものです。1番目の年金記録問題の取り組みということで、紙台帳とコンピューター記録の突き合わせの促進で722億円、ねんきんネットに関して22億円、その他適用・保険料収納対策の推進等で329億円ということです。

2番目は年金機構における業務運営経費です。それから裏に3番目がございますが、安心できる年金制度の運営ということで予算を計上しています。概算要求ということで、年末までの予算編成過程において議論が行われ、年末までに政府の予算が決定されるというような手続きになっております。昨年の委員会でご報告したときと同様に、個別に何かご照会等がございましたら、事務局、年金局に問い合わせをいただければ私どもの方でご説明したいと考えております。報告事項は以上です。よろしく申し上げます。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

1つだけ訂正させてください。資料6で、先ほど未統合記録のところ9月下旬の状況と申し上げましたが、9月の中旬の状況です。申し訳ございません。

(磯村委員長)

今の資料5、6、7について何かご質問はございませんか。どうぞ。

(三木委員)

ねんきんネットが第3の窓口へと、順調に成長しているのだと思います。実は少し言及がありましたが、ねんきん定期便を含めてレター類というのを、日本年金機構は年間に何通送ってどれだけコストが掛かっているのかというのを比較対象の項目として考えるべきだと思うのです。実際にまだ30万人のユーザーIDですが、少なくとも数十年のうちにはいきわたるわけで、どのくらいコストが削減できる効果があるのかというのを知りたいということです。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

今ねんきん定期便は1年間に7,000万人にお送りしております。例えば年一通知、3,900万人ぐらいの受給者に通知をお送りしております。このようなものをねんきんネットで電子的な形でお送りするというサービスを提供していきたいと思っておりますし、来年度からはそれを可能にしたいと考えております。ただ、この場合、年金通帳やねんきん定期便の在り方についての検討会が、今厚生労働省で開かれております。郵送で送るサービスと電子で送るサービスをどちらか一方にするのか、あるいは当分の間両方送るべきとか、ご意見がいろいろ出ております。この整理を待って、今後の電子版ねんきん定期便によるコストへの影響が評価できるのではないかと考えております。

(三木委員)

1 通当たりの送付コストは 200 円とか 300 円掛かっているのではないかと思います。そういう意味で 1 億通強送られているというところを考えると、300 億～400 億ぐらい郵便関係、レター送付で掛かっているというイメージでよろしいですか。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

今は随分節約してきておりまして、事業仕分けでご指摘を受けたこともあり、来年度は定期便をハガキにしようと思っております。今年度の定期便の予算は大体 90 億ぐらいです。それでも巨額であることは間違いないので、ご本人に記録を知っていただくという必要性和コストの問題をできるだけ両立させるように努力したいと思います。

(磯村委員長)

他にはよろしいですか。どうぞ。

(稲毛委員)

こちらの資料は基本的にモノクロが原則だと思うのですが、カラーで印刷されてきたことによりかなり意気込みを感じます。これを基にマスコミの方々に事前に記事等を作成してもらおうと思います。何度かデモを拝見しましたが、デモの機会をあらためてぜひ用意してもらいたいということと、誤差の部分の要注意点の説明をできればペーパーベースで出して、ここで示唆したものはどういう点に注意しなければいけないのか、どのぐらいの誤差ができてどういうものがあるのかという代表的なものだけでもいいので、記事の中で触れてもらえるような手厚い対応をしてもらえればと思っています。

資料の 2 ページの支給開始年齢の入力のところで金額の画面キャプチャしたものが掲載されているので、その部分は直してマスコミの方には配布するようにしてください。よろしくをお願いします。

あともう一点、資料から基金代行部分というのがちょっと読めるのですが、基金の要素は試算に入るのですか。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

基金部分の試算はできません。

(稲毛委員)

その辺は誤解を招きかねないので調整をお願いします。2 ページ目の 3 本ラインで表組みが並んでいて端の部分がすごくぼけているのですが。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

代行部分だけは出ます。

(稲毛委員)

代行部分だけは出るのですか。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

基金の代行部分だけは出ますが、上乘せの部分は出ません。

(稲毛委員)

上乘せは出ないがそこは出るようになる。普通の今の試算でも、窓口で代行部分は出ますか。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

プレスリリースについてはデモンストレーション込みでやりたいと考えております。誤差についてはご指摘の通り、ホストコンピューターから直接やっているわけではないので、若干の誤差が発生します。そこは誤解がないように周知したいと思います。

(磯村委員長)

どうぞ。

(梅村委員)

ちょっと実務的には話になって申し訳ないのですが、この間日曜日に相談があったのが、ちょうどこれにぴったりです。年金見込額の試算で、在職で65歳以上で48万円と2年前に計算してこのようになると言われたので安心していたら、65歳になった今年は46万円と減っている、「どうしたことなんだ」という話が出てきたのです。このような試算ができる場合に、そのような条件を明らかにしておかないと、説明するにもそこまでしなければいけないというのが出てきました。

それからもう一つが、これは一般的な試算の事例になると思いますが、例えば65歳以後にしか受給権が発生しない、国民年金の期間がゼロだという人もいます。高齢任意加入をしてはじめて66歳で年金受給権が出る。事実、今日も資料を持っているのですが、そういう人もいますので、そういう人は当分試算をできないだろうと思うのです。できないならできないなりに、何らかの説明を加えてもらうといいのではないかと思います。以上です。

(磯村委員長)

いろいろあるでしょうから。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

まず試算の条件を書きしておくというご指摘はその通りです。実は今の定期便も物価スライドで年金額は変わりますなど事細かく書いてあります。それでも現場では誤解が生じることがございますので、ホームページに分かるようにしたいと考えております。

今回の試算というのは確かに試算条件の整った方しかできないので、試算できない方もいらっしゃると思います。表示できない方がいらっしゃるということも併せて周知したいと思っております。

(三木委員)

先ほど言及がありましたが、定期便で若年の方と書いてあるパターンの場合に金額が非常に小さいものが出てくるというのは、実際私のところにも「こんな金額しかもらえないんだったら払いたくないです」という人が来たりするのです。それを考えると定期便に見込額の少ないものを載せているのはミスリーディングなだけで、払い込もうという意欲を失わせるぐらい影響があると思っているので、可能であれば直した金額で60歳まで加入の額を入れるとか、何か工夫の余地はないものかと思っております。どうせ難しいのなら、若い人には定期便を出さないほうがいいのではないかと。ネットを見てくださいのほうがいいのではないかと本当に思います。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

そこは年金局との相談なのですが、現在省令で見込額を出さなければいけないと書いてございますので書かなければいけないと。ただ、今回このように計算ができるようになりましたので、この冬からの定期便では、34万7,700円の隣にねんきんネットを使えば60歳までの年金額が試算できるのでぜひご利用くださいという記述を隣に書くことにして、ねんきんネットを使ってくださいというPRをしたいと思っております。

(稲毛委員)

今年の春からアクセスキーでのねんきんネットのアクセスが可能になっています。アクセスキーの利用状況はどうか。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

先ほどの3ページの表で34万3,000人のIDの方がこの7か月間で発行されている数値が出ています。毎週1万5,000人ぐらいの方が新規にご登録しております。その大多数の方はアクセスキーを使っております。

(稲毛委員)



デモの際に一度リリースしていると思うのです。アクセスキーの場所のほうからやっ  
ていただいております。

(磯村委員長)

他によろしいですか。

(齋藤委員)

ずっと先の話ですが、今IT環境は急速に変わっているので、取りあえず申し上げて  
おきたいと思います。PCを使ったソフトだけではなくて、携帯、タブレット対応の3  
つがそろわないと、これからの時代には対応できなくなっていくので、そのあたりも考  
えながら進めたらと思います。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

携帯電話はIDの取得が可能ですが、画面が小さくて記録自体を見ることはできませ  
ん。今後の課題として日本年金機構のホームページの携帯用のものをつくるべきではな  
いかという議論も内部で始めております。タブレット型に関しては今でもアクセス可能  
になっております。

(磯村委員長)

よろしいですか。

これで予定の議事が一応終わったわけです。次回は11月8日になりますので、それ  
までに粗ごなしの実務検討会を1~2回お願いしたいと思っています。今日はお忙しい  
ところ辻副大臣にお越しいただきまして、今までいろいろお聞きいただきました。今日  
は出張の帰りでお疲れですが一言よろしく申し上げます。

(辻厚生労働副大臣)

年金記録回復委員会の皆さま方、ご紹介いただきました、厚生労働副大臣を拝命して  
おります参議院議員の辻泰弘です。本日定刻の6時に伺うところでしたが、栃木のほう  
に出張がございまして遅参をして申し訳なく思っているところです。ご承知の通り9月  
3日に新しい野田内閣が発足したわけですが、その中で小宮山衆議院議員が新たな厚生  
労働大臣を拝命されたところです。小宮山大臣の下で牧副大臣ともども辻泰弘が副大臣  
を拝命し、政務官である藤田衆議院議員、津田参議院議員ともども皆さま方のご指導を  
賜りながら厚生労働行政の推進に当たることになったところです。とりわけ副大臣のうち、  
私が年金、医療、介護、子育て支援等々の厚生分野、また政務官のうち藤田政務官  
が同じ政策領域を担当することになったところです。皆さま方には今後そのような面で  
大変ご指導を賜る局面が多いかと思うわけですが、藤田政務官ともどもよろしくご指導

を賜りますようお願い申し上げます次第です。

皆さま方におかれましては、磯村委員長を先頭に熱心に討議を続けていただき、一昨年以来、今日は29回を数えているとお聞きしているところです。これまでの経緯の中で国民から信頼を損ねる部分があった年金制度の記録回復を通じての信頼回復、また国民への年金行政サービスのよりよい推進に向けて力強いご指導をいただき、ご鞭撻を賜り、お力添えをいただいておりますことを心から感謝申し上げます次第です。

今さら言うまでもございませんが、1億2,000万の国民のうちの4,000万近く、3,700万の方々が年金所得を得ている、そのうちの6割の方々が年金所得だけで生活をしているという現状があるわけです。その意味において年金が国民生活の中で大変大きな機能を果たしているわけです。そうであればこそ、年金制度、また年金行政は国民の信頼に値する、公正で安心できる制度でなければならない、行政でなければならないと思う次第です。

私は常日頃思っておりますが、厚生労働行政の厚生「生」たる由縁は生活の「生」、人生の「生」、衛生の「生」、生命の「生」、生身の人間の「生」の、それを厚くすることが厚生労働行政の使命だと思っております。とりわけ年金を通じて生活を厚くする、人生を厚くする、そのことが大きな使命だと思っております。そのような使命感を持って皆さま方にご指導を賜りながら、年金制度、また年金行政の推進に当たっていきたいと思う次第です。ご承知の通り、年金の制度も同時並行でいろいろと検討しているところです。先生方におかれましても、大きな役割を担っていただいている年金行政の推進に向けて、公正で安心で信頼に値する行政の推進に向けてさらなるお力添えを賜りますように心からお願いを申し上げ、先生方の遅くまでのご討議に心から敬意と感謝を申し上げます。本日はありがとうございました。

(磯村委員長)

ありがとうございました。

それではこれで今日の回復委員会をお開きにしたいと思います。お疲れさまでした。ありがとうございました。

(了)